

# 山辺健太郎、内藤正中論文に見る「竹島＝独島」問題

※『むくげ通信』255号(2012.11.25)より

飛田雄一

前号に引き続いて竹島＝独島問題を取りあげる。朝日新聞が2012.11.1竹島＝独島問題を取りあげた。「食い違う見解」などの見出しがあり、最後には、池内敏の「双方の主張に疑問点」という記事が掲載されているものだ。尖閣列島問題10.31に続く特集記事で2面をつかったものだ。「中立的」な立場の記事だがこのレベルの記事さえ掲載されない昨今のマスコミ報道を患いで、むくげ通信で引き続いて取りあげることにした。



前号(254号、2012.9)は、「梶村秀樹、堀和生論文にみる「竹島＝独島」問題」だった。その梶村秀樹論文に「日本側の民間の国際法学者の論考は、そのほとんどが、アプリアリに日本政府の主張を支持・補強する動きからのものだが、中で、日本人の立場から最も明白に提起しているのは、故山辺健太郎氏であり、特に一九〇五年の日本編入過程の帝国主義的侵略性を糊塗しようとする日本政府の観点を強く批判されている」という一文があった。

山辺健太郎(1905～77)は、『日韓併合小史』1966、『日本統治下の朝鮮』1971(いずれも岩波新書)などの著書のある著名な朝鮮史研究者で、むくげの会発足の頃には必読書としてテキストにも利用していた。閔妃暗殺の悲惨な状況を文献的に最初に明らかにしたのは山辺健太郎だと記憶している。

前号を書いて以降に気がついたのだが、インターネット上のサイトでコリア関係としては有名な「半月城通信」(この語句で検索するとヒットする)に竹島＝独島問題のコーナーがあり、梶村秀樹、堀和生論文をはじめ今回紹介する論文もそのサイトからPDFファイルでダウンロードすることが可能である。

<http://www.han.org/a/half-moon/>

そこには、半月城自身の発言、竹島＝独島年表の他に、外務省批判、島根県批判、下條正男批判、舩杉力修批判、公開論文集として、内藤正中、半月城、堀和生、池内敏、梶村秀樹、田保橋潔、山辺健太郎、宋炳基、朴炳涉、北朝鮮がある。また、江戸時代史料、明治時代史料、地誌、各種の地図まで収録されている。これだけ多くの記事をコピーしてPDFファイルとしてネット上に公開するのは著作権上問題がないかと心配なるが、公平な論議のための有益なサイトとしてよしとしたい。半月城さんに感謝して、以下、山辺、内藤論文を紹介したい。

山辺健太郎論文は、「竹島問題の歴史的考察」で、『コリア評論』第7巻第2号、通巻52号、1965.2に収録されている。<目次>竹島とは／竹島の帰属／竹島と松島との混同／竹島問題の本質／緒言。

梶村秀樹がいつているように「一九〇五年の日本編入過程の帝国主義的侵略性」を指摘するところは、山辺健太郎らしい力のある文章であるがうまく紹介できない。で、以下、興味深い箇所をつまみぐい的に紹介したい。

①「日本の外務省などが、最近この竹島の領土のことを論じて、この島が『日本の固有の領土』だといっている。しかし、この『固有』ということばの定義はしていない。私はこの『固有の領土』ということばをしらべているうちに、伊藤巳代治文書のなかに、『帝国版図』という文書のあるのを発見した。これは、『帝国憲法』制定のときに、憲法の施行される法域について調べたもので、この中に固有の領土の定義があった。／これによると、帝国の『固有領土』は神話にあるとおり、本州、九州、四国、淡路島である、と明白に書いている。(略)これをみても竹島『固有領土』説は根拠のないことがわかるだろう。」

②「新聞のつたえるところによると、外務省文書(1965?—飛田)を衆議院議員にくばったそうだが私はみていない。しかし新聞紙にでたかぎりでは、二、

三納得できない個所があるので、つぎにそれを論じよう。／右文書中に、竹島は江戸時代初期から日本領だったと述べているのだが、これはナンセンスだ。竹島領有について争点になるのは、明治三十八年二月の日本国土への編入が正当かどうかという点だけである。／新聞のつたえるところによると、外務省文書は、「日本は対日平和条約で朝鮮の独立を承認したがこれは日韓併合前の朝鮮が分離独立したことを日本が認めたもので日韓併合前から日本固有の領土であった領土を割譲するとの意味は含まれていない。まして竹島は在来から日本固有の領土であり、カイロ宣言にいう「日本が略取した地域」でないことは明らかである」という。／だが竹島を「暴力と貪慾」によって略取したことは日清戦争以後から一貫した朝鮮にたいする日本の帝国主義政策をみればあきらかなことだ。それを証明する文書はまえにあげておいた。外務省の主張は、遠い江戸時代の竹島にかんする資料をあげておきながら、明治三十八年二月の同島編入の歴史的背景について一言もふれていないのはどうしたことか？／帝国主義強国による領土の分割は一九世紀末でだいたいおわり、その後しばらくは絶海の孤島は領土拡張欲の対照にはならなかった。それが二十世紀の十年代になって、潜水艦や航空機の発達につれて、これら孤島の軍事的地位がたかまってきた。／しかし竹島にはこんな軍事的価値すらない。日本がこの島をもつ正当なる理由もまたその必要性もともにまったくないものと思う。」

●  
内藤正中論文は、「1905年の竹島問題」で、『北東アジア文化研究』第34号、2011.10に掲載されたものだ。内藤正中は、①『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』（2000.10、多賀出版）、②『竹島＝独島論争 歴史資料から考える』（2007.3、新幹社、朴炳涉と共著）、③『竹島・独島 史的検証』（2007.4、岩波書店、金柄烈と共著）、④『竹島＝独島問題入門 日本外務省『竹島』批判』（2008.10、新幹社）の著書があり、竹島＝独島問題の歴史学者としては第一人者といえる方だ。私は、⑤『日本海地域の在日朝鮮人 在日朝鮮人の地域研究』（1989.9、多賀出版）などで在日朝鮮人史について研究されている先生として、在日朝鮮人運動史研究会、強制連行関連の全国交流集会等でお目にかかっている。尊敬している先輩のおひとりである。



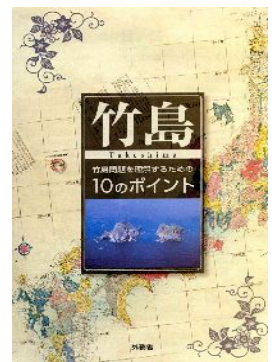
この論文で内藤は、「私は、外務省が作成した『竹島問題を理解するための10のポイント』についての全面的批判を、拙著『竹島＝独島問題入門 日本外務省『竹島』批判』で行った。（略）この問題提起に対する外務省の姿勢は、過去の事実と真正面から向き合おうとせず、歴史の一部をご都合主義でつま

み食いして、その一方で、自分の主張と相容れない事実は、無視して捨てて顧みないというものである。私は、竹島の問題は、歴史の事実にもとづいてこそ解決への道筋が明らかになるのと思っている」と書いている。

注目すべきは、内藤が、日本政府の論拠が「無主地先占説」から「固有領土説」に変わったとの指摘である。

すなわち、「（外務省の）固有領土論がもつ問題点については後述することにしてはいるが、さしあたってここでは、無主地先占の国際法の理論に即して主張されていた領土編入について、どうして固有領土論にもとづく領有意思の再確認という主張に変更したかが問われなければならない。前述した1905年の閣議決定文のなかでは、無主地先占については述べてあっても、固有領土論の言及はないのである。1905年に主張した無主地先占が事実関係から問題があるというのであれば理解できるにしても、そのために撤回して固有領土論の主張に変更するのは、明らかにおかしい」との主張だ。

再び12月の衆議院議員選挙に出馬しようとしている鈴木宗男は、日本の国会議員のなかで最も多くの「質問主意書」を出した議員としても知られているが、彼は、2008.10.27内藤の『竹島＝独島問題入門』（2008.10、新幹社）をもとに「質問主意書」を出した。11.4には麻生太郎総理大臣の回答。11.10鈴木は再質問。



11.18に再回答を得ている。が、回答内容はいずれも「お答えすることは、竹島の領有権に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があることから、差し控えたい」というものだ。

私は日本政府の論拠が「無主地先占説」から「固有領土説」に変わったことをまだ自身で確認していないが、みんなで更にこの問題についてな、学習する必要があるようだ。

内藤論本の最後も部分を引用してこの小文を閉じることにする。

「要するに、閣議決定と同じ文書を通達で流しても、経緯度だけではその島に対する具体的イメージはつくられず、既存の島名を併記しておけば、新島竹島がリランコールド島のことだと気づくのは容易なことではなかったと思われる。つまりは、広く周知させるという配慮が決定的に欠如していたといつてよい。／1905年の竹島の領土編入は、本稿で明らかにしたように、幾多の問題を内包していたにもかかわらず、「無主地先占」の国際法の適用だけを考へて、国の内外を問わず、ひそやかに行われたものであったといわざるを得ないのであった。